

# 監査基準の改訂案、公表

— 企業会計審議会監査部会

去る4月24日、企業会計審議会は第42回監査部会(部会長：伊豫田隆俊・甲南大学共通教育センター教授)を開催した。

「監査基準の改訂について(公開草案)」に関して、主な改正点や実施時期等について事務局から説明がされ、それに基づき討議がされた。

これを受けて金融庁は、去る5月8日に「監査基準の改訂について(公開草案)」を公表した(<http://fsa.go.jp/news/30/sonota/20180508.html>)。コメント期限は2018年6月6日17時までとなっている。

## 主な改正点

① 「監査上の主要な検討事項」 監査人は、監査の過程で監査役等と協議した事項から特に注意を払った事項を決定し、さらに当該決定のなかで職業的専門家として特に重要であると判断した事項を「監査上の主要な検討事項」として決定する。そして、監査報告書に「監査上の主要な検討事項」という区分を設け、関連する財務諸表における開示がある場合には当該開示への参照を付したうえで、その内容、理由、および監査人の対応

を記載することとなった。

不適正意見の場合、当該意見に至った理由以外の事項を「監査上の主要な検討事項」として記載する場合には根拠区分に記載すべき内容と明確に区別すること、意見不表明の場合、「監査上の主要な検討事項」は記載しないことが適当とされた。

監査人が追加的な情報開示を促しても経営者が情報を開示しない場合に、監査人が正当な注意を払って職業的専門家としての判断において企業に関する未公表の情報を「監査上の主要な検討事項」に含めることは、監査基準上の守秘義務が解除される正当な理由に該当することとなった。

## ② その他の改正事項

監査報告書の記載区分等については、次の改訂が行われる。

- ・ 監査人の意見を監査報告書の冒頭に記載することとし、記載順序を変更するとともに、新たに意見の根拠区分を設ける
- ・ 経営者の責任を、経営者および監査役等の責任に変更し、監査役等の財務報告に関する責任を記載する

継続企業の前提に関する事項については、重要な不確実性が認められる場合、独立した区分を設けて記載すること、また経営者は継続企業の前提に関する評価および開示を行う責任を有し、監査人はその検討を行う責任を有することを、経営者の責任、監査人の責任に関する記載内容にそれぞれ追加することとなった。

## 実施時期等

改訂監査基準中、「監査上の主要な検討事項」については、2021年3月決算に係る財務諸表の監査から適用し、早期適用も妨げないとされた。

監査部会では、特に東証1部上場企業については、2020年3月決算の監査から早期適用が行われるよう、東京証券取引所および日本公認会計士協会等の関係機関の早期適用の実施に向けた取組みに期待する旨が述べられた。

## 適用範囲

監査部会では、「監査上の主要な検討事項」の記載を求める監査報告書の範囲について、当面、金融商品取引法に基づき開示を行っている企業の財務諸表の監査報告書においてのみ記載を求め、会社法上の監査報告書には求めないことが説明されたが、財務省の担当者から「任意適用は妨げない」旨の発言がされた。

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
6月11日(月)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(平成30年5月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税を含む。
7月2日(月)まで (6月30日、7月1日 が土曜・休日のため)	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成30年4月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(平成30年3月期) 2カ月延長法人(平成30年2月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(4月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(1、4、7、10月期) ⑥ 法人の中間申告(半期、10月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(4月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(1、7、10月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。  ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

# 会計監査に関する情報提供、開示書類提供の時期に関する論点、検討

—金融審議会・フィスクロージャーWG

去る5月11日、金融審議会は第6回ディスクリージャーワーキング・グループ（座長：神田秀樹・学習院大学大学院法務研究科教授）を開催した。

今回は、提供情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組みに関連して、次の論点について議論が行われた。

## 会計監査に関する情報提供の充実

2016年の「会計監査の在り方に関する懇談会」提言において、有価証券報告書等における会計監査に関する開示内容の充実が提言された。

これを受けて、米国と英国の開示例が紹介されたうえで、次のような論点が提示された。

- ① 米国や英国で開示されている次の項目を記載すること
  - ・ 監査人の選任・再任の理由
  - ・ 監査役会等による監査人監査の評価
  - ・ 監査人の継続監査期間
  - ・ 監査人のネットワークベースでの監査・非監査業務に係る報酬額・業務内容

② 前記以外の会計監査に関する情報

③ 会社法上開示されている次の項目を記載すること

- ・ 監査人の解任・不再任の方針
- ・ 監査役会等が監査報酬額に同意した理由
- ・ 監査人の業務停止処分に係る事項

④ 英国の年次報告書に倣い、前記の会計監査に関する情報に加えて、有価証券報告書に監査役会等のより具体的な活動状況の記載

これらの論点に関して委員から、「海外子会社の監査がどのように行われているのかも開示してほしい」等の意見が出された。

## 開示書類の提供の時期

開示書類の提供の時期に関連して、年度開示、重要情報の公表タイミング、四半期開示および沈黙期間（企業が決算発表前の一定期間を「決算関連情報のIR自粛期間」として社内ルールで定めるもの）の現状について説明がされたうえで、次のような論点が提示された。

アービトラージ取引は金融市場のトレーダーにしかできないものと思っていたが、身近に誰でもできる取引があるようだ。いくつか紹介しよう。

## 現金を売る

一万円札を1万4千円で売る商売である。ノーリスクで瞬時に40%のリターンを得ることができる。メルカリ<sup>®</sup>に一万円札を出品するとこれが可能なのである。なぜ、一万円札を1万4千円で買うニーズがあるのかを疑問に思うだろう。実際に、クレジットカードで一万円札を買う人間がいるのだ。

なぜ、クレジットカードがあるならキャッシングしないのか？キャッシングできる限度額は買物の限度額よりも低いので、現金が必要な人には、割高でもカードで現金を買ったほうが、有利なのである。これは、限度額のアービトラージになる。残念ながら、これは、昔の話。今では、メルカリは紙幣の出品を禁止しているので不可能となった。

法的に、現金を売るとは問題ないのか？ 答えは、グレーだそうだが、しかし、買う側には問題があるらしい。クレジットカード規約には「現金化を目的とした利用を禁じる」となっているためだ。

## 金を海外で買い国内で売る

国内で金を売買するときには消費税がかかるが、海外では課税されないことに目を付けたアービトラージである。たとえば、海外で10万円分の金を購入して、すぐに、国内に持ち込んで販売すれば、消費税8%分上乗せした価格で売れるので8,000円の儲けだ。つまり、利ざや8%のアービトラージである。今後、消費税率が上がればもっと割のよいアービ

裏表ハナシの投資

## 身近な アービトラージ 取引

トラージとなる。

ならば、1億円の金を持ち込めば800万円の儲けということになる……のだが、残念ながら、これは脱税行為となる。金を国内に持ち込む際、金に限らないが、20万円を超えること、税関で申告をして消費税を支払わなければならないことになっている。

だから、このアービトラージを大量に行うと脱税になる。海外に金を売ると消費税分高く

売れないので、金が日本国内に溜まってしまふのでは？ と心配になるが、大丈夫だ。金を海外に輸出すれば、買取り時に支払った消費税は申告することで還付される。だから、脱税のために金が国内に輸入される一方ということにはならないらしい。

## 不満を探して不満買取りセンターに買ってもらう

不満買取りセンターのページに不満を書き込めば、内容に応じてポイントがもらえる。このポイントが500ポイント集まるとアマゾンギフト500円券に交換してもらえるそうだ。だから、友人から不満を集めてきて（当然、タダだ）、不満買取りセンターにそれを書き込めば、元手なしで稼げるのだ。

不満買取りセンターが、なぜ不満を買って取ってくれるかというと、その不満をサービス・商品の開発に反映させようと考えている企業や自治体がいるからということらしい。

決して悪口をいわない評判のよい友達とはさようならをして、不満や陰口ばかりいう嫌われ者と仲よくしよう。これは友達のアビトラージだ。

（三田 哉）

（注）ネット上のフリーマーケット、誰でも古着等を出品して売ることができるとあるサイト。

① 企業と投資家との建設的な対話をより促進していく観点から、年度の開示書類の提供のあり方

② 決算情報を含む重要情報の適時開示について、望ましい公表のタイミング

③ 四半期開示について、今般の証券取引所における四半期決算短信の見直しを踏まえ、そのあり方

④ 決算期末における企業と投資家とのコミュニケーションのあり方

委員からは、「KPIの継続的測定のためには、短期的な視点である四半期開示は重要」、「海外投資家からの日本の資本市場の魅力の向上性のためには四半期開示は必要」など、四半期開示の維持を求める意見が多くを占めた。

## 「注記情報の充実」の検討の進め方、整理

—ASBJ、ディスクロージャー専門委

去る4月24日、企業会計基準委員会は第12回ディスクロージャー専門委員会を開催した。議論された事項は次のとおりである。

### 基準諮問会議のテーマ

本年3月に開催された基準諮問会議において、「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」および「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報の充実」についての検討を依頼された。これを受けて、今回の基準諮問会議に向けて仮に具体的に検討する場合に当該開示の範囲を次のように整理した。

① IAS1号のような財務諸

会計

表における開示全体を定めた包括的な会計基準を開発する

② 「会計方針」および「会計上の見積り」に関する定めとあわせて判断に関する注記および見積りに関する注記を定めて会計基準を開発する

③ 「会計方針」および「会計上の見積り」に関連する定めは含めず、判断に関する注記および見積りに関する注記を定めて会計基準を開発する

④ 具体的な個別の会計基準（たとえば「固定資産の減損に係る会計基準」）を改正し、それぞれの会計基準において判断に関する注記および見積りに関する注記に相当する注記の充

実を図る

これについて、委員からは「IASBの開示原則プロジェクトも順調ではなく、IAS1号12項・125項のような包括的な規定だけを導入しても上手くいかないのでは」等の意見が出された。

### IASBボード会議の報告

(1) 経営者業績指標(MPM)に関する要求事項の明確化  
4月のIASBボード会議においてMPMに関する要求事項の明確化について議論が行われ、IASBスタッフから次のような提案がされた。

① すべての企業は、当該企業の財務業績の理解に目的適合性があり、利用者に対し、経営者の見解において、企業の財務業績を最もよく伝達する利益および包括利益の指標を識別しなければならぬ。

② 識別された指標がIAS1号81A項で要求されている小計または合計でない場合、当該指標はMPMであり、開示等の要求事項が適用される。

ASBJ事務局は、IAS1号81A項に列挙される小計または合計に目的適合性の高い小計が含まれるように議論を尽くすべく、現在IASBスタッフが検討している事項では不十分

であり、「営業活動から生じる持続可能な利益」のような目的適合性の高い小計をIAS1号81A項のリストに含めるべきであるとの考えを示した。

(2) 経営者が定義する調整後1株当たり利益(EPS)指標  
IASBスタッフは、MPMと整合的に計算された調整後EPSの開示を要求することを提案している。

ASBJ事務局は、この提案はMPMを開示する場合には必ず調整後EPSも開示することを要求するものであり、調整後EPSを開示するためのコストが増加し、結果として企業がMPMの開示に躊躇することになつては逆効果であるため、MPMの開示とは関係なく調整後EPSの開示を認めるべきであるとの考えを示した。

## ASAFメンバー、ヘッドルーム・アプローチ不支持

—ASBJ、ASAF対応専門委

去る4月25日、企業会計基準委員会は第68回ASAF対応専門委員会を開催した。今回は、4月16日、17日に開催されたASAF会議の報告、EFRAGが公表したディスクロージャー・ペーパー(DP)の説明、およびIASBボード会議の議論の状況の報告がされた。

### ASAF会議の報告

のれんの償却に不支持だったカナダ、ドイツから、ヘッドルーム・アプローチへの懸念から、ヘッドルーム・アプローチを支持した国はなかったがIASBはヘッドルーム・アプローチに固執していることが報告さ

会計

EFRAGのDDP「資本性金融商品 減損およびリサイクル」

EC(欧州委員会)はEFRAGのエンドースメントアドバイスを受け、2016年11月にIFRS9号をエンドースした。同時に資本性金融商品の会計処理の要求事項が欧州における長期投資に与える影響についての調査を依頼し、2018年3月にEFRAGは本DDPを公表した。

DPにおいて、EFRAGは次の3つの論点についての見解を求めている。

① FVOCIオプションを選

① 扱った資本性金融商品について、処分時にリサイクリングを求めることによって、長期投資を行う企業の業績の表示が改善されるか

② リサイクリングと減損モデルとは、概念上どのように関連しているか

③ AFS(Available for Sale)区分に分類される資本性金融商品に適用されていたIAS 39号の減損に対する懸念に、どのように対処できるか

これについて、ASBJ事務局は、OCIに含まれる項目のリサイクリングに関する論点はASBJがIASBに対して継続的に議論を求めている領域であり、FVOCIオポジションが選択された資本性金融商品のリサイクリングに関する検討を目的とするEFRAGの取組みを支持するとの意見を示した。

そのうえで、FVOCIで計上される金融商品の範囲については、本来FVPLで計上すべき資本性金融商品と切り分けることが望ましく、そのうえでFVOCIで計上される資本性金融商品の特徴を踏まえて減損モデルを検討することが望ましいとした。

これを受けて、去る5月11日に行われた第384回企業会計基準委員会にてEFRAGのDP

へのコメント検討につき、審議が行われたが、委員から特段の異論は聞かれず、事務局案でのコメントレターの提出が、了承された。

のれんおよび減損リサーチプロジェクト

4月のIASBボード会議において、IASBスタッフは企

改正実務対応報告18号の適用時期等、検討

会計

ASBJ、実務対応専門委

去る4月25日、企業会計基準委員会は第117回実務対応専門委員会を開催した。今回も前回(2018年4月1日号(No.1508)情報フラッシュ参照)に引き続き、実務対応報告18号に関する修正項目として、資本性金融商品に関する公正価値変動のノンリサイクリング処理に関する検討(以下、「ノンリサイクリング処理」という)について検討が行われた。

**適用時期および早期適用の可否**

事務局は、原則適用の時期については2019年4月1日以後開始する連結会計年度の期首からとしたうえで、早期適用については、公表日以後の最初に終了する連結会計年度および四半期会計期間において認めることを提案した。

業結合で取得した識別可能無形資産が、耐用年数が確定できないものであり、他の資産または資産グループとはおおむね独立した継続使用によるキャッシュ・インフローをすでに生成していない場合に当該無形資産をのれんに含めることができる。とすることを提案した。

これは、今後公開草案を経て基準の最終化を図る場合、早く第2四半期からの適用となる一方、本改正は子会社レベルでの修正項目であり、財務諸表に与える影響は限定的であると考えられるためである。

**ノンリサイクリング処理の実務上の実行可能性に関する経過措置**

ノンリサイクリング処理による修正額が連結上の当期純損益に重要な影響を与える場合、原則として修正する必要があるが、修正が実務上相当程度困難な場合には修正しないことを認める、との提案に対し、前回の専門委員会等で聞かれた意見は次のように分類される。

① 修正の例外の定めを設ける

② 修正の例外の定めを設ける場合もその内容を見直し、実務上運用可能なものに改めるべきとの意見

これに対し事務局は、重要性が乏しい場合を除いてすべて修正する場合、子会社において日本基準に対応した簿価とIFRS 9号に基づく簿価の二重管理を行う体制や、日本基準または旧IAS 39号に基づく減損処理を行う体制を整備する必要がある

条件付取得対価の取扱い等に関する改正等、検討

会計

ASBJ

専門委員会での議論

去る5月7日、企業会計基準委員会は第98回企業結合専門委員会を開催した。主な議論の内容は次のとおり。

(1) 条件付取得対価の取扱い

条件付取得対価の取扱いについて、これまでの議論を踏まえ、次の論点が示された。

- i 条件付取得対価の範囲
- ii 対価の返還を認識する閾値
- iii 差額として発生する「損益」の表示
- iv 従前の実務への配慮

iについては、「将来の業績に依存する」と「特定の株式又は社債の市場価格に依存する」もの以外の事象が条件付取

るため、一定の準備期間を要することが想定されるとして、前記の強制適用時期を前提として次の経過措置を設けることを提案した。

① 修正項目の対応整備に一定の時間を要する場合、2020年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用することを認める。

② 在外子会社等においてIFRS 9号の適用が2018年1月1日より遅くなる場合、在外子会社等がIFRS 9号を初適用する連結会計年度の翌連結会計年度の期首からの適用を認める。

得対価の対象となるかが示されていないのではないかとという意見に対し、大多数の事例が現状の記載でカバーされているので、対応しない」という事務局案が示された。

(2) 子会社等株式の減損とのれんの減損

日本公認会計士協会会計制度委員会報告7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(以下、「資本連結実務指針」という)32項に基づく「のれんの追加的な償却処理」は、減損会計を補完するものとして一定の役割を果たしてきたと考えられるが、必ずしも有用な会計処理につながらない可能性があるため、削除の依頼をし、その削除に伴い、減損会計適用指針を修正することについて、議論された。

減損会計適用指針において、17-2項を新設し、株価の下落に基づいた減損の兆候があると判断する場合について、次の2案が示されていた。

案1: 株価が子会社の「当初の取得価額」を下回る場合  
案2: 株価が「連結上の子会社の資本の親会社持分額とのれん未償却額(借方)との合計額」を下回る場合

今回、事務局からは、両案の

どちらかを採用するのではなく、「株価の下落」がのれんの減損の兆候に該当することのみを示すこととし、結論の背景で、考えられる判定方法として、両案を例示する案が示された。

親委員会での審議  
専門委員会での議論を受け、去る5月11日に行われた第384回企業会計基準委員会でも、審議が行われた。

## リースのエンドースメント手続等、議論—ASBJ

会計

去る4月26日、企業会計基準委員会は第383回企業会計基準委員会を、5月11日には第384回企業会計基準委員会を開催した。

主な議論の内容は次のとおり。

### 公正価値測定ガイドランス・開示の検討

第383回の親委員会にて、第126回金融商品専門委員会(2018年5月10日・20日合併号(No.1512)情報フラッシュ(参照))の議論等を踏まえ、公正価値測定に関するガイダンスおよび開示について、審議が行われた。

会計基準の構成については、用語の表記として「公正価値を用いず「時価」を用いる事務局案

(1) 条件付取得対価については特段の意見は出されず、(2) 日本公認会計士協会へ資本連結実務指針32項の削除を依頼する件については、了承された。

が示され、専門委員会からは、事務局案への賛成意見が多く聞かれた。

### リースのエンドースメント手続

第43回IFRSのエンドースメントに関する作業部会(2018年5月10日・20日合併号(No.1512)情報フラッシュ(参照))の議論を踏まえ、IFRS16号「リース」等のエンドースメント手続について、第383回、第384回の親委員会でも審議された。

リースのエンドースメントについては、総合的な判断として、そのまま受け入れる方向だが、委員から「受け入れるにしても考え方に大きな違いがあるのだから、「削除または修正」に準ずるものと位置づけるべき」との

意見が出された。これに対して、事務局は「意見発信が容易ではないので、「準ずる」とするのは適当でない」と回答がされた。また、公開草案のコメント期

## 共同契約に関するASU案、公表—FASB

国際会計

去る4月26日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「共同契約(Collaborative Arrangements) (トピック808) — 目標としている改善」を公表した。

### 現行制度の問題点

現行のトピック808は、「共同運営活動(Joint operating activities)」で活発な参加者であり、活動の商業的な成功に依存した重要なリスクと経済価値(risk and rewards)にさらされている、2つ以上の当事者間の契約」と定義される共同契約についての表示と開示を規定しているが、共同契約についての認識と測定は規定していない。このため、共同契約についての認識と測定については、以前の収益認識の基準書である「トピック605」の適用を含め実務上の多様性が存在していた。

### 公開草案の内容

この公開草案は、次の点で「トピック808」を改訂し、「トピック

間について、委員から「作成者が繁忙期後に腰を据えて検討を行えるよう十分な期間を取るべき」という意見が出された。

808」と「顧客との契約から生じる収益(トピック606)」の間の関係を明確にし、

- ・ 企業が「トピック606」の範囲を評価するときに、「トピック606」に整合させた会計単位のガイダンスを追加した。
- ・ 共同契約当事者が会計単位の観点で顧客である場合、共同契約当事者間の特定の取引は「トピック606」により収益として会計処理されることを明確にした。この場合、「トピック606」の認識、測定、表示、開示を含むすべての要求が適用される。
- ・ 第三者への販売に直接関連しない取引では、共同契約当事者が顧客でない場合には収益として表示することができないことを明確にした。

### 適用関係等

この公開草案のコメント期限は2018年6月11日であり、適用日は未定である。

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年5月2日	海外ガン・ジャンピング規制についての実態と対策調査報告書	経済産業省	M&A取引におけるガン・ジャンピングに関する各国・地域の制度および執行事例の分析・違反類型の整理を行い、類型ごとの対策をまとめたもの。 <a href="http://www.meti.go.jp/press/2018/05/20180502002/20180502002.html">http://www.meti.go.jp/press/2018/05/20180502002/20180502002.html</a>	—
2018年5月8日	新任監査等委員ガイド	日本監査役協会	「新任監査役ガイド(第6版)」の内容をベースにして、監査等委員会における監査に即した内容にすべく必要な修正を行ったもの。できるだけ通常の監査等委員および監査等委員会の職務で必要と考えられる事項を記載しているため、設立・合併・解散等、特別な事象に関する事項については省略している。 <a href="http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-412.html">http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-412.html</a>	—

金融

## 強まる米長期金利の上昇傾向

アメリカの長期金利が上昇基調を続けている。10年物国債利回り4月26日に3%を付けた後も、5月に入ってから3%を挟んだ動きになっている。直近では、昨年9月に2%丁度の水準まで低下した後は、年末より上昇基調を強め今回3%台を付けた。

長期金利が上昇している理由の1つにはアメリカ経済の好調がある。失業率が2010年に10%台まで上昇した後は一貫して低下傾向で、ついに今年5月4日に公表された水準は3.9%と4%台も割り込んでいる。消費者物価上昇率も、2015年には一時前年同月比0%まで落ち込んだものの、その後は順調に上昇し、5月10日の米労働省の発表では2.5%の上昇だった。

さらに、米FRBも物価上昇に対する情勢判断を引き上げ、利上げに対する強気の姿勢を崩していない。5月2日に公表された米連邦公開市場委員会(FOMC)の声明文でも、「さらなる利上げが正当化される」と明確に指摘している。

長期金利の水準決定要因として、①金利の期間構造、②インフレ期待、③リスクプレミアム

の3つが挙げられる。

①については、長期金利は予想される将来の短期金利の平均に等しくなるため、短期金利の上昇傾向が強まれば上昇傾向を強める。

②については、現在のようにインフレ期待が高まれば、名目長期金利は上昇する。

また、③については、これまで「質への逃避」から長期金利の上振れを抑える方向だった地政

## 波乱含みの米株価、日本株価への影響は？

証券

日本株式市場はゴールデンウィークにより、途中2日間開いたものの、世界的には異例の長期休場となった。その過程で株価は4月下旬以降、基本的にゆるやかな回復、上昇基調をたどっている。

株価回復の背景には円・ドル相場が3月25日の1ドル＝105円割れを境に円高から円安へと方向転換したことがある。円安シフトの原因は米長期金利が上昇してきたことである。以前から株価上昇の誘因として期待してきた連鎖が動き出

学リスクがあるが、6月12日にシンガポールで米朝首脳会談が行われることが発表されるなど、市場は楽観的な見通しに傾いている。さらに、5月8日にアメリカがイラン核合意からの離脱を決めたことから、WTI原油は1バレル＝70ドルを超え、この点も金利の押し上げ要因となっている。

イラン核合意からのアメリカの離脱と米朝会談の最終的な行方は依然として不透明ではあるものの、まずは10年物米国債利回り3%を超えて上昇傾向を続ける可能性も出てきた。

ただ、株価の押し上げ、下支え要因と期待してきた3月期決算会社の業績は為替相場の変動によつて複雑な様相をみせている。4月末から5月前半は決算発表たけなわという季節だが、17年度決算は予想どおり好調であったものの、18年度予想では利益減少を見込む企業が多くなっている。その原因は、18年度は円高・ドル安が進むという前提(1ドル＝105円程度)で業績見通しを作った企業が多いことである。

と、すでに1ドル＝109円台へ入っている。米長期金利の動向、国際政治情勢の展開などによつては、さらに今後、円安見通しが強まる可能性がある。そうすると、18年度の業績予想は今後、上方修正される公算がある。17年度実績は期待どおりの増益、18年度予想は減益見通しという今回の決算発表は、株価へのインパクトに乏しかったようだが、これから18年度予想の上方修正といった展開になってくれば様子が変わってこよう。

一方、米株価はこのところ世界主要国市場のなかで、もたつきが目立っている。やはり長期金利の上昇が景気や企業業績に及ぼす影響を気にするようになってきている。加えてトランプ通商政策が引き起こす米中貿易摩擦懸念、その米企業への打撃を懸念し始めたようだ。

米FRBは米国経済・景気の強さに自信を持ち、連続的な利上げ計画を貫く構えである。金利が上昇しても企業収益が伸びれば、株価上昇の持続を期待できるが、長期金利の上昇や石油価格の上昇が住宅建設や自動車販売など実体経済に影響してくるようだと、株価も打撃が避けられない。

いよいよ米朝首脳会談、トランプ外交の真価が問われるときである。夏場に向けて米株価は波乱含みの展開となろう。